

入札説明書（令和7年9月11日公告）

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
第45回西区民おまつり広場設営等業務委託
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和7年12月1日まで
- (4) 入札方法
持参入札とする。

入札は総額で行うものとし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

本競争入札に参加する者は、次に掲げる（1）から（10）の要件を全て満たしていること。

- (1) 令和6年度及び令和7年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区「業務委託」、申請業種「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（1）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公

告に係る入札に参加しようとする者等でないこと。

- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年1月29日付け19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有するものであること。
- (10) 令和2年度以降に名古屋自治体からの発注により、元請けとして市民向けイベントの会場設営及びステージ運営・進行管理の実績があること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒451-8508 名古屋市西区花の木二丁目18-1

西区民おまつり広場実行委員会事務局（名古屋市西区役所区政部地域力推進課内（西区役所庁舎3階））

電話 052-523-4525 FAX 052-522-5069

電子メールアドレス a5234523@nishi.city.nagoya.lg.jp

- (2) 入札書等の入手方法

名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/nishi/page/000018877.html>）からダウンロードすること。

- (3) 本公告、入札説明書に対する質問

ア 質問方法

質問は、上記の問合せ先へ電子メールにて提出すること（様式自由）。

イ 受付期間

令和7年9月16日（火曜日） 午後5時まで

ウ 質問の回答

質問の回答は名古屋市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp/nishi/page/000018877.html>）に掲載する。あわせて仕様書の補足資料等が掲載されることがあるため、入札書の提出前に必ず確認すること。

エ 回答期限

令和7年9月17日（水曜日） 午後5時まで

- (4) 入札・開札の日時及び場所

① 日時

令和7年9月18日（木曜日） 午後4時

② 場所

西区役所 3階 第1会議室



4 入札にあたっての注意事項

- (1) 入札は、所定の入札書を使用し、持参入札とする。
- (2) 代理人が入札する場合は、委任状を必要とする。なお、代理人について、その

資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、この者による入札を認めないことがある。

- (3) 入札時には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆、シャープペンシル等消すことが可能である筆記具の使用は認めない。
- (4) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印すること。なお、金額の訂正はできないので注意すること。
- (5) 入札金額はアラビア数字（算用数字）を使用し、数字の直前に「¥」または「金」を記入し、円未満の端数は記入しないこと。
- (6) 入札者は、その投入した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

5 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札の終了後ただちに、入札者の面前で行う。入札者が開札に立ち会わないときは、この入札業務に関係のない職員が立ち会うこととする。
- (2) 開札の結果、入札者のうち予定価格以下で最低価格の入札をした者から順に落札候補者及び次順位とし、ただちにその旨を落札候補者及び次順位者に通知する。
- (3) 最低価格の入札者が複数ある時は、ただちにくじ引きにより落札候補者又は次順位者を決定する。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員がくじを引かない入札者の代わりにくじを引くこととする。くじにより落札候補者を決定した時は、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた入札者全員がその旨を確認できるようにする。
- (4) 落札候補者に競争入札参加資格がないと認められた場合又は落札者の入札が無効とされた場合は、次順位者を落札候補者とする。

6 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (3) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 自己もしくは、他人の代理人としてしたにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (5) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (8) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (9) 競争入札参加資格確認申請書に虚偽をした者のした入札
- (10) 競争入札参加確認申請書の提出を求められたにもかかわらずこれを提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札

(11) その他入札の条件に違反した入札

7 競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 落札候補者には、競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下「申請書」という。）の提出を求める。
- (2) 申請書は、前号の提出を求めた日の翌日から起算して2日以内に3(1)に示す場所に提出すること。
- (3) 資格確認の結果、当該落札候補者に資格がないと認められたときは、次順位の者を新たに落札候補者とし、(1)と同様の手続きにより、資格の確認を行う。
- (4) 申請書の提出部数は、1部とする。
- (5) 注意事項
 - ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とする。
 - イ 申請書を競争入札参加資格の確認以外に落札候補者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書は返却しない。
 - エ 提出された申請書の訂正および差し替えは、提出期限内に限る。
 - オ 申請書の資格確認は原則として開札日現在で行うこととするが、落札決定までの間に競争入札参加資格を満たさなくなったときは、競争入札参加資格がないものとみなす。

8 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、6の競争入札参加資格の確認をしたうえで行う。
- (2) 落札者への通知は、落札者決定通知書をもって通知する。
- (3) 入札結果は、西区公式ウェブサイトで公表する。

9 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者には、その理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）以内に無資格理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。なお、当該書面は3(1)の場所に提出するものとする。また、当該書面の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (3) (2)の説明を求められたときは、西区民おまつり広場実行委員会事務局は、原則として、(1)の競争入札参加資格がないと認められた理由について、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で回答を行うものとする。

10 契約書の作成

落札者が決定したときは、契約書を取り交わすものとする。
契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。契約書の作成に係る費用はすべて落

札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

11 その他

- (1) 本入札説明書に係る調達においては、本入札説明書において定めるほか、名古屋競争入札参加者手引（平成18年3月28日付17財監第67号）を準用するものとする。
- (2) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがある。